掲示期間　３．２９～４．７

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月 29 日

新潟市長　中原八一

新潟市規則第 9 号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成１９年新潟市規則第６８号）の一部を次のように改正する。

第２条北区役所健康福祉課の項中「障がい福祉係　保護第１係　保護第２係　高齢介護係　児童福祉係　健康増進係」を「障がい福祉係　高齢介護係　児童福祉係　健康増進係」に改め、同条南区役所健康福祉課の項中「障がい福祉係　保護係　児童福祉係　健康増進係　地域健康係」を「障がい福祉係　保護係　児童福祉係　健康増進係」に改め、同条西区役所保護課の項を次のように改める。

保護課　管理係　保護第１係　保護第２係　保護第３係

第４条第１項健康福祉課の項中「保護第１係（北福祉事務所に限る。）　保護第２係（北福祉事務所に限る。）　高齢介護係」を「高齢介護係」に改め、同条第１項保護課の項中「管理係（東福祉事務所及び中央福祉事務所に限る。）」を「管理係」に改める。

第５条第１項窓口サービス課の項第５６号中「市・県民税課税（所得）証明書」を「市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書」に改め、同条第１項区民生活課の項第２７号中「市税」を「市税等」に改め、同条第１項建設課の項第１０号中「（北区役所及び秋葉区役所を除く。）」を削り、同項第２６号中「（北区役所及び秋葉区役所を除く。次号において同じ。）」を削る。

第６条出張所の項第３号中「市税」を「市税等」に改め、同項中第２８号を削り、第２９号を第２８号とし、同条連絡所の項第３号中「市・県民税課税（所得）証明書」を「市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書」に改め、同項第２２号を削る。

第１１条第２項第１号ウ中「市・県民税課税（所得）証明書」を「市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカと

し、同項第３号ウ中「市・県民税課税（所得）証明書」を「市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書」に改める。

別表中亀田あけぼの会館の項、新津地区市民会館の項、西蒲区潟東健康センターの項、老人デイサービスセンターの項、西川高齢者ふれあいセンターの項及び中之口高齢者支援センターの項を削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。